

第38回都民スポレクふれあい大会事業実施要項 (案)

1 趣旨・目的

この要項は、一般社団法人東京都レクリエーション協会が東京都と締結した協定に基づき、都民一人一人のスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起するとともに、世代を超えたふれあいや、健康・体力づくり、生きがいをづくりに資することを目的とする「第38回都民スポレクふれあい大会」の実施に必要な事項を定める。

2 主催者等

(1) 主催

東京都（以下、「都」という。）

一般社団法人東京都レクリエーション協会（以下、「都レク」という。）

(2) 主管

開催種目団体（都レク加盟団体）（以下「主管団体」、という。）

(3) 協力

個々の事業の実施にあたり必要と認められる団体

3 実施期間

令和8年4月18日（土）から令和8年12月31日（木）まで

4 実施概要

(1) 大会規模

ア 申請書類に沿った大会運営を行うこと。

イ 競技者数は、特段の事情がない限り50名以上とすること。

(2) 連絡責任者

ア 連絡体制を整え、一般都民や参加者への問い合わせに対応できるようにすること。

イ 大会運営の状況に不測の事態が生じた場合には速やかに都レクと連絡を取り合うこと。

(3) 会場

会場は、原則として実施の前年度末までに主管団体が確保すること。

(4) 対象種目

ア 区市町村単位のチーム編成となる種目（6種目）

イ 個人やチームで参加できるオープン種目

(5) 参加者

ア 参加資格

東京都在住者・在勤者・在学者又は都内の運動クラブに所属する者

イ 参加制限

別に定める種目別実施要項による。

(6) 安全対策

- ア 事業実施にあたり、体育館・グラウンド・競技場・会議室等の施設のスタッフと打合せを行い、十分な係員を配置し、必要な安全対策を行うことともに医師・看護師等の配置やAED等の配置確認を行うこと。
- イ 都レクが一括で加入している傷害保険及び賠償責任(対人、対物)、管理財物補償とは別に、必要に応じ個別に保険に加入すること。

(7) 大会参加にかかる金額及び徴収

ア 参加にかかる金額について

必ず下記の方法によること。なお、体験コーナー参加者は無料とする。(体験コーナー参加者の傷害保険料は、都レクが負担するので、住所・氏名・年齢を受付時に登録させる。)

(ア) 区市町村単位のチーム編成となる種目

参加料は、選手・監督・コーチ・マネージャー・補欠一人に対し、1,000円(傷害保険料を含む。)とする。(選手が監督・コーチ・マネージャー等を兼ねている場合は1人としてカウントする。)

(イ) 個人やチームで参加できるオープン種目

- a 参加料は、参加者一人に対し、中学生以上300円(傷害保険料含む)、小学生200円(傷害保険料含む)、未就学児無料とする。
- b a参加料に上乗せして、必要経費として参加費を徴収することができる。但し、参加者の所属等の区別により参加費に違いを設けてはならない。

イ 参加料の納入について

下記の定められた方法で都レクに納入すること。

(ア) 区市町村単位のチーム編成となる種目

推薦地区からまとめて所定の振込先に納入すること。

地区で推薦がもらえない場合は主管団体が推薦団体となり、まとめて納入すること。

チーム単位または、個人からの納入は認められない。

(イ) 個人やチームで参加できるオープン種目

主管団体の定めた方法により徴収し、後日、都レクに納入すること。

(ウ) 納入先金融機関及び口座

口座番号 [郵便振替口座 00140-7-65964]

加入者名 [一般社団法人東京都レクリエーション協会]

郵便局備え付けの払込取扱票の通信欄に団体名、担当者名、連絡先、第38回都民スポレクふれあい大会参加料、金額内訳を記入すること。

5 主管団体の責務

- (1) 主管団体は、本事業の助成金が税金で賄われているものであることに留意し、「第38回都民スポレクふれあい大会 事務の手引き」(以下、「事務の手引き」という。)に従って適正に使用しなければならない。
- (2) 主管団体は、スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け

>の遵守状況について、当該ガバナンスコードに係るセルフチェックシートを、都レクに提出し、各主管団体又は都レク等のホームページにて公表しなければならない。

(3) 主管団体は、「個人情報安全管理水準届出」を都レクに提出しなければならない。

(4) 主管団体は、助成金を取り扱うに当たり、公金取扱について「公金取扱者設置届出書」、適正な助成金の使用について「確認書」を都レクに提出しなければならない。

(5) 主管団体は、都と都レクが指定する講習会に必ず参加しなければならない。

6 助成金申請書等の提出

(1) 主管団体は、「事務の手引き」に定める助成金申請書類等を、都レクが指定する期日までに提出する。

(2) 主管団体は、大会計画書及び収支予算書等の作成にあたり、事業の目的、趣旨に沿い適切に立案する。

7 事業の決定及び助成金の交付決定

(1) 都レクは、前項により提出された助成金申請書等について内容を審査し、本要項及び事務の手引きの定めに合致すると認められる事業を決定のうえ、主管団体に対して助成金の交付決定を行う。

(2) 助成金の交付決定に際し、千円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 各主管団体は事務の手引き「第8 助成金の支出に関する基準」に則り、適切に執行すること。

8 助成金の概算払

都レクは、前項により決定された助成金について、主管団体に対し概算払いにより支出する。

9 承認事項

交付決定を受けた主管団体は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ都レクの承認を受けなければならない。ただし、次のア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 対象事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 対象事業を中止しようとするとき。

10 事故報告

主管団体は、不測の事態が生じた場合には、速やかにその理由及び状況を都レクに書面により報告しなければならない。

11 交付決定の取消し

(1) 都レクは、この交付の決定の後において、次の場合には、この交付の決定の全部若しくは一

部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

ア 主管団体が次のいずれかに該当した場合

(ア) 偽りその他不正の手段を用いたとき。

(イ) 事業以外の用途に使用したとき。

(ウ) 東京都スポーツ推進本部実施のスポーツ関連事業における助成金・分担金の受給対象者から除外されることが決定したとき。

(エ) その他、都レクが必要と認めたとき。

イ 天災地変その他交付決定後に生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(2) (1) アの場合、13の規定により交付すべき額の確定があった後においても、過年度に遡り適用する。

(3) (1) イの場合、対象事業のうち既に実施した部分については、この限りでない。

12 大会実施報告書等の提出

(1) 都レクから助成金の交付を受けている主管団体は、各大会終了後 1 か月以内に大会実施報告書、収支決算書及び事業の内容が分かる資料等を都レクに提出すること。

(2) 都レクは、主管団体から提出された大会実施報告書及び収支決算書等を精査し、「事務の手引き」に定めるところに違反していないか、金額の算定に誤りがないか等を確認し、都に報告する。

13 助成金の額の確定及び精算

(1) 都レクは大会実施報告書等を精査し、事業及び会計処理が適正に実施され、この交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、適正と認めた経費等に基づき、額の確定を行い、主管団体に通知する。

(2) 主管団体は、額の確定額が概算払額を下回る場合は、その差額を都レクに返還しなければならない。

(3) 事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により本事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、「消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定報告書」により速やかに都レクに報告しなければならない。なお、都レクに報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

14 交付決定取消に伴う助成金の返還

主管団体は、11の規定によりこの交付の決定を取り消された場合において、既にその額を超えて交付されているときは、遅滞なく期限内にこれを返還すること。

15 違約加算金及び延滞金

(1) 都レクが 11 (1) アの規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取消し、主管団体に返還を命じた場合においては、都レクは主管団体にその命令に係る助成金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、

既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金 (100 円未満の場合を除く。)を納付させることができる。

- (2) 都レクが 11 の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取消し、主管団体に返還を命じた場合で、主管団体がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金 (100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (3) 主管団体は、15 (1) の違約加算金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金 (100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

16 助成金申請の一時停止等

都レクは、11 (1) アに基づき交付決定の取消しを行ったときは、当該主管団体に対し、当該処分を行った年度の翌年度から 5 年以内で、当事業及び都が別に指定する東京都スポーツ推進本部実施のスポーツ関連事業における助成金・分担金の受給対象者から除外することができる。

17 主催者名、主管者名、事業名称等の取扱い

- (1) この事業の実施にあたっては、事業の名称の外「第 38 回都民スポレクふれあい大会」を副題として用いるものとする。
- (2) この事業の実施会場には、主催者、主管団体、事業の名称、(1) の副題を明示した掲示物を設置しなければならない。
- (3) この事業の実施にあたり用いる、広報、参加者募集、要項、実施次第等の印刷物等には、主催者、主管団体、事業の名称、(1) の副題を明示するものとする。
- (4) (2) の掲示物と実施状況を撮影した写真及び、(3) の印刷物を、大会実施報告書に添付、またはデータを提出しなければならない。

18 事務処理の基本的事項

- (1) 主管団体は、本事業に係る収入及び支出については、主管団体の定めるところにより、予算に計上する。また、事業の内容を明らかにした帳簿を備え、支出を証明する書類を整備するとともに他の経費と区別して会計管理しなければならない。
- (2) 都レク及び主管団体は、本事業に関する書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の始めから起算して 5 年間保存すること。
- (3) 都及び都レクは、必要に応じて主管団体に対象事業の遂行状況に関する報告書等の提出を求めることや各種検査を実施することに加え、必要に応じて実地調査等を行う。主管団体は、実地調査等に協力することとする。

19 個人情報の取扱い

- (1) 都レク及び主管団体が本事業実施にかかる業務により取得した個人情報（以下「取得個人情報」という。）は、各々が保有する個人情報とする。
- (2) 都レク及び主管団体は、各々が保有する取得個人情報を、相互に共同して利用する場合、共同して利用する個人情報の項目、共同利用する旨、共同利用の目的、及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人（当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。）が知ることができるよう措置する。
- (3) 都レク及び主管団体は、各々が保有する取得個人情報及び前項の規定により共同して利用する取得個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- (4) 主管団体は、保有する取得個人情報について、関係法令等を遵守し、適切に管理する体制があることを疎明する資料として、「個人情報安全管理水準届出」を都レクに提出しなければならない。
- (5) 都レク及び主管団体の一方が、他方の保有する取得個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した取得個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該都レク及び主管団体に文書で報告する。
- (6) 都レク及び主管団体は、事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等あらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。
- (7) 都レク及び主管団体の故意・過失により事故が生じた場合は、都レクは、都に速やかに報告するとともに、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

20 その他

本要項に定めのない事項及び本要項の解釈に疑義が生じた場合については、その都度、都と都レクが協議してこれを決定する。